

【関連当事者取引管理】

当社は、関連当事者との取引が当社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、関連当事者との取引に関する基本方針、手続き、管理方法等を定めた「関連当事者取引管理規程」を制定し、同規程に則った体制を整備しています。

(1) 関連当事者取引の実施に対する基本方針

関連当事者取引の対象者は、会社と特定の関係を有する者であり、会社に対して影響力を行使し得る存在であると認識されています。従って、関連当事者との取引については、取引の必要性等を含め一般株主の利益保護の観点から極めて慎重に判断します。

(2) 関連当事者取引の適正性を確保するための体制

a. 取引の把握

取引先が関連当事者に該当するかについては、各部門からの新規取引先登録申請時に財務部において判定し、関連当事者に該当する場合は、財務部において当該相手先との全ての取引について把握・管理しています。

連結子会社の関連当事者取引については、每期、連結子会社から提出される「連結調査票」により調査・把握しています。

役員およびその近親者との取引の有無については、每期、当社および重要な子会社の役員から提出される「関連当事者調査票」により調査・把握しています。

b. 新規取引の承認

新たに関連当事者に該当する者と取引を開始する場合には、その取引を行うこと自体に対する合理性（事業上の必要性）および取引条件の妥当性等を確認のうえ、職務権限規程・職務権限基準表の規定に基づく決裁手続きにより承認を得ています。

会社法、金融商品取引法、財務諸表等規則、会計基準等に基づき、開示対象となる重要な取引については、取締役会の承認を得ています。

c. 既存取引の管理

既存の継続中の関連当事者取引については、定期的に経営会議および取締役会に報告することにより、当該取引を継続する合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性を監視し、取引の適正性に関して留意すべき事項が発現した場合には、取引継続の是非も含め検討・見直しています。

d. 監査役のチェック

新規取引については、每期定期的に実施している業務監査における決裁書の閲覧・調査時に、関連当事者取引の合理性、妥当性等についてチェックしています。既存継続中の取引については、定期的に財務部より報告を受けることによりチェックしています。